事業再評価の方法について（評価の視点と評価分類の整理）

参考２

事業再評価の視点

１．事業の必要性

① 事業を巡る社会経済情勢等の変化※
（事業開始時・前回評価時と現在との変化）
調書３①

② 事業の投資効果※
調書３②～④

２．事業の実現見通し

① 事業の進捗状況※
調書４①～⑤

② 事業の進捗の見込み※
調書４⑦

③ 事業費の見込み
調書４⑦、５

④ コスト縮減や代替案立案等の可能性※
調書４⑥

３．事業の優先度

① 重点化の考え方
調書５

② 事業が遅れることによる影響
調書５

事業の性質・状況により加える項目

※「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に掲げられている視点

視点毎の評価の例示

①・②で事業継続の是非を検討
調書３⑤

・投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している →A～C
・投資効果はあるが、社会経済情勢等の変化に対して適合していない →D
・投資効果がない →E

①～③で完了時期の目途やスケジュールの明確さ、事業費確保の見込みを検討
調書４⑦

・完了時期の実現可能性が高い →A
・完了時期の見通しあり →B
・一定の進捗は見込まれる →C

・当面進捗が見込めない
→④で進捗阻害要因を排除するためのコスト縮減や代替案立案等の可能性を判断 調書４⑥
・可能性あり →D
・可能性なし →E

①で重点化の位置づけや考え方を確認
一定の位置付けや考え方に基づいた事業であるかどうか（考慮要素） 調書５

②で遅延による影響の程度を検討
調書５

・影響が極めて大きい →A
・影響大 →B
・影響小 →C
・影響が極めて小さい →D
・影響なし →E

評価分類

【事業継続：A】完了時期を宣言し、重点的に実施するもの
・事業完了までのスケジュールの実現可能性が高い事業。
・事業遅延による影響が極めて大きく、緊急度・優先度が極めて高い事業。
【主なﾁｪｯｸ・ﾎﾟｲﾝﾄ】２－②　完了時期の実現可能性が高い
３－②　事業遅延による影響が極めて大きい

【事業継続：B】（Aより優先度は劣るものの）予算の範囲内で着実に継続実施するもの
・事業完了に至るまでおおむね見通しがついている事業。
・事業遅延の影響が大きく、完成に向けて着実に事業を実施する必要性が高い事業。
【主なﾁｪｯｸ・ﾎﾟｲﾝﾄ】２－②　完了時期の見通しがある
３－②　事業遅延による影響が大きい

【事業継続：C】（A、Bより優先度が劣り）限定的な実施にとどまるもの
・事業効果が既にある程度現れているなど、事業遅延による影響が小さく、早期の事業完了の必要性が乏しい事業。
・投資効果があり、当面、権利者調整の進展等に応じて実施するなどにより一定の進捗は見込まれる事業。
【主なﾁｪｯｸ・ﾎﾟｲﾝﾄ】１－①　投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している
２－②　今後５年間で一定の進捗は見込まれる
３－②　事業遅延による影響が小さい

【事業休止：D】複数年にわたって予算の執行を行わないもの
・投資効果はあるが事業を巡る社会経済情勢等との変化に対して適合していない事業。
・当面事業の進捗が見込めず、実施時期等の見直しやコスト縮減・代替案等により進捗阻害要因を排除する必要があるため、事業中止ではないが、事業を一時休止する事業。
【主なﾁｪｯｸ・ﾎﾟｲﾝﾄ】１－①　社会経済情勢等の変化に対して適合していない
２－②　当面進捗が見込めない
２－④　コスト縮減や代替案立案等の可能性あり
※事業再開にあたっては、建設事業評価有識者会議より意見を聴取するものとする。
※執行を行わない予算は、工事費や用地費など事業進捗を図る経費とする。
（事業の検討・見直しに要する調査費等を除く。）
※「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」における「事業の継続」に含まれる。

【事業中止：E】事業を中止するもの
・投資効果がなく、事業継続の妥当性がなくなった事業。
・進捗阻害要因を排除できる可能性がなく、事業手法や事業規模等を見直しても事業継続の妥当性がない事業。
【主なﾁｪｯｸ・ﾎﾟｲﾝﾄ】１－①　投資効果がない
２－④　コスト縮減や代替案立案等の可能性なし

※事業再評価の範囲：個別事業の妥当性を確認する。
評価対象事業を越えた範囲（例えば、全体計画や局運営方針等自体の内容の是非など）については再評価の議論の対象外とする。